

報道各位

新潟市財務企画課

令和6年能登半島地震義援金の二次配分について

第2回 令和6年能登半島地震義援金配分委員会を開催し、義援金の二次配分計画が決定されました。配分内容等は別紙のとおりです。

今後、新潟県受付分と本市受付分を合わせて配分します。

**【問合せ先】**

- 配分委員会に関すること  
新潟市財務部財務企画課 金井  
TEL 025-226-2191(直通)
- 配分方法等に関すること  
新潟市財務部税制課 藤木  
TEL 025-226-1501(直通)

## 令和6年能登半島地震義援金の配分額について

R8.2.27現在

| 区分   |       | 一次配分額      |         |            | 二次配分額    |        |          | 一次・二次<br>配分額<br>合計 |
|------|-------|------------|---------|------------|----------|--------|----------|--------------------|
|      |       | 新潟県分       | 新潟市分    | 計          | 新潟県分     | 新潟市分   | 計        |                    |
| 人的被害 | 死者    | 1,000,000円 | 40,000円 | 1,040,000円 | 310,000円 | 7,712円 | 317,712円 | 1,357,712円         |
|      | 重傷者   | 500,000円   | 20,000円 | 520,000円   | 160,000円 | 3,856円 | 163,856円 | 683,856円           |
| 住家被害 | 全壊    | 1,000,000円 | 40,000円 | 1,040,000円 | 310,000円 | 7,712円 | 317,712円 | 1,357,712円         |
|      | 大規模半壊 | 750,000円   | 30,000円 | 780,000円   | 230,000円 | 5,784円 | 235,784円 | 1,015,784円         |
|      | 中規模半壊 | 500,000円   | 20,000円 | 520,000円   | 160,000円 | 3,856円 | 163,856円 | 683,856円           |
|      | 半壊    | 250,000円   | 10,000円 | 260,000円   | 80,000円  | 1,928円 | 81,928円  | 341,928円           |
|      | 準半壊   | 100,000円   | -       | 100,000円   | 30,000円  | -      | 30,000円  | 130,000円           |
|      | 一部損壊  | 20,000円    | -       | 20,000円    | 6,000円   | -      | 6,000円   | 26,000円            |

※人的被害は1人あたり、住家被害は1世帯あたりの額

※対象被害…令和6年能登半島地震により被災した者(世帯)

①人的被害…死者、重傷者(地震により負傷し、1か月以上の治療を要する見込みの方)

※死者は、石川県内において亡くなられた新潟市民も対象とする。

②住家被害…「罹災証明」の被害区分に基づく対象世帯

※対象世帯は、発災当時に新潟市に居住していた世帯(建物所有者ではなく、居住世帯を対象)とする。

## 令和6年能登半島地震義援金配分方法・配分時期(二次配分)

| 区分   | 配分方法                  | 配分時期                   | 備考  |
|--|-----------------------|------------------------|---|
| 一次配分を受領された方<br>(口座情報あり)                            | 口座振込<br>(一次配分と同一口座)   | 3月末(予定)                | 対象者へ案内文書を送付   |
| 一次配分を受領された方のうち<br>口座情報の変更等があった方                    | 口座振込<br>(口座情報の届け出が必要) | 口座情報を受領した日から概ね2週間<br>後 | 対象者へ案内文書と再度、口座情報<br>届出のお願い文書を送付し、口座情報<br>を受け取り次第、振り込みの手続きを行<br>う。                 |
| 一次配分を未受領の方<br>(口座情報なし)<br>※一次配分時に口座情報の<br>届け出が未了の方 | 口座振込<br>(口座情報の届け出が必要) | 口座情報を受領した日から概ね2週間<br>後 | 対象者へ案内文書と再度、口座情報<br>届出のお願い文書を送付し、口座情報<br>を受け取り次第、振り込みの手続きを行<br>う。<br>(一次分・二次分を合算) |